

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年12月18日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1218第2号」にて、検体検査実施料の算定留意事項が改正され、平成26年12月18日より下記項目の対象疾患が追加されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の留意事項改正

● 対象疾患が追加された項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断区分 判断料	注
D008 内分泌学的検査				
34	エリスロポエチン	213	生化学Ⅱ 144	*

[注] 下線部が追加されました。

* : 「34」のエリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。

ア 赤血球増加症の鑑別診断

イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断

ウ 骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定

